

務第531号
令和4年6月10日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察運営イノベーション推進委員会の設置に関する要綱の
制定について（通達）

変容する日本社会に対応するための警察運営に向けた取組に係る推進体制等
について必要な事項を定めるため、別添のとおり「岐阜県警察運営イノベ
ーション推進委員会の設置に関する要綱」を制定し、実施することとしたので、
適正な運用に努められたい。

なお、「岐阜県警察運営イノベーション推進委員会の設置に関する要綱」（令
和元年7月1日付け務第561号）は、廃止する。

別添

岐阜県警察運営イノベーション推進委員会の設置に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、県警察の運営に係るイノベーションの推進体制等について必要な事項を定めるものである。

第2 委員会

1 設置

警察本部に岐阜県警察運営イノベーション推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる事項に関する総合的な検討、検証等を行い、その推進を図ることを任務とする。

ア 警察運営の合理化・効率化

イ 第一線における職務執行を支える取組

ウ 先端技術等の活用

エ その他委員会において検討を行うことが必要と認められる事項

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ別表第1のとおりとする。

4 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。

(2) 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

(4) その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第3 推進室

1 設置

委員会の下に岐阜県警察運営イノベーション推進室（以下「推進室」という。）を置く。

2 任務

推進室は、委員会を補佐し、基本的な施策の企画、立案及び総合調整を行うとともに、施策の推進状況を把握することを任務とする。

3 構成

推進室は、室長、副室長及び室員をもって組織し、それぞれ別表第2のとおりとする。

4 運営

(1) 室長は、必要に応じて推進室を招集する。

(2) 室長に事故あるときは、副室長が室長の職務を行う。

(3) 室長が必要と認めるときは、室員以外の者に対し推進室への出席を求

めることができる。

(4) その他推進室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

第4 検討部会

1 設置

推進室の下に岐阜県警察運営イノベーション推進検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

2 任務

検討部会は、委員長が指定する個別事項を調査検討し、その結果について、推進室を経て委員長に報告することを任務とする。

3 構成

検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、それぞれ別表第3のとおりとする。

4 運営

(1) 部会長は、必要に応じて検討部会を招集する。

(2) 部会長に事故あるときは、副部会長が部会長の職務を行う。

(3) 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者に対し検討部会への出席を求めることができる。

(4) その他検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

第5 庶務

委員会、推進室及び検討部会の庶務は、警務部警務課において行う。

附 則（令和4年6月10日付け務第531号）

この要綱は、令和4年6月10日から施行する。

別表第1

岐阜県警察運営イノベーション推進委員会

委員長	警察本部長
副委員長	警務部長
	総務室長
委員	首席監察官
	総務室参事官（総務課長）
	警務部参事官（警務課長）
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	組織犯罪対策統括官
	交通部長
	警備部長
	警察学校長
	情報通信部長

別表第2

岐阜県警察運営イノベーション推進室

室長	警務部長
副室長	総務室長
	首席監察官
室員	総務室参事官（総務課長）
	総務室参事官（会計課長）
	警務部参事官（警務課長）
	生活安全部参事官
	地域部参事官
	刑事部参事官
	交通部参事官
	警備部参事官
	総務室情報管理課長
	通信庶務課長

別表第3

岐阜県警察運営イノベーション推進検討部会

区 分	部 ・ 室	所 属	職 名 ・ 係
部 会 長	警 務 部	警 務 課	総 合 企 画 官
副 部 会 長	総 務 室	情 報 管 理 課	デ ジ タ ル 企 画 官
部 会 員	総 務 室	総 務 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
		情 報 管 理 課	先 端 技 術 導 入 推 進 課 長 補 佐
			先 端 技 術 導 入 推 進 係 長
	警 務 部	警 務 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
			企 画 担 当 係 長
	生 活 安 全 部	生 活 安 全 総 務 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
	地 域 部	地 域 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
	刑 事 部	刑 事 総 務 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
	交 通 部	交 通 企 画 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
	警 備 部	警 備 総 務 課	企 画 担 当 課 長 補 佐
通 信 部	通 信 庶 務 課	次 席	